

様式第四号

法人名 社会医療法人 青雲会
所在地 鹿児島県姶良市西餅田3011番地

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和6年3月31日期末残高			433,734,392	1,827,662,057	2,261,396,449			0	2,261,396,449
会計年度中の変動額									
当期純利益				120,141,461	120,141,461			0	120,141,461
会計年度中の変動額合計	0	0	0	120,141,461	120,141,461	0	0	0	120,141,461
令和7年3月31日期末残高	0	0	433,734,392	1,947,803,518	2,381,537,910	0	0	0	2,381,537,910

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人 青雲会
所在地 鹿児島県姶良市西餅田3011番地

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

(単位:円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形 固定 資産	建物（付属設備含）	2,961,871,504	117,645,292	514,500	3,079,002,296	1,429,476,752	87,282,018	1,649,525,544
	構築物	197,313,471	2,430,000	0	199,743,471	152,587,312	8,891,089	47,156,159
	医療器械	661,276,046	13,249,350	0	674,525,396	578,316,068	36,361,629	96,209,328
	車両運搬具	9,288,000	0	0	9,288,000	9,287,999	0	1
	器具備品	351,121,193	10,301,216	12,871,227	348,551,182	289,846,883	28,796,185	58,704,299
	リース資産	730,874,035	63,836,460	3,988,800	790,721,695	632,848,671	44,081,012	157,873,024
	土地	994,923,445	0	0	994,923,445			994,923,445
	計	5,906,667,694	207,462,318	17,374,527	6,096,755,485	3,092,363,685	205,411,933	3,004,391,800
無形 固定 資産	電話加入権	1,657,695	0	0	1,657,695			1,657,695
	ソフトウェア	101,208,208	5,236,500	0	106,444,708	87,399,638	13,260,555	19,045,070
	無形リース資産	20,680,200	0	0	20,680,200	20,680,200	0	0
	商標権	2,285,730	0	0	2,285,730	2,031,760	253,970	253,970
	計	125,831,833	5,236,500	0	131,068,333	110,111,598	13,514,525	20,956,735
その 他 の 資 産	出資金	30,000	0	0	30,000	0	0	30,000
	繰延消費税額等	34,205,481	16,123,430	15,472,889	34,856,022	0	0	34,856,022
	役員等長期貸付金	36,780,000	13,368,010	2,922,840	47,225,170	0	0	47,225,170
	長期事業未収金	4,161,798	600,132	4,161,798	600,132	0	0	600,132
	長期未収金	1,800,000	0	1,800,000	0	0	0	0
	保証金等	200,000	0	0	200,000	0	0	200,000
	貸倒引当金	△ 3,960,000	△ 300,000	△ 3,960,000	△ 300,000	0	0	△ 300,000
	計	73,217,279	29,791,572	20,397,527	82,611,324	0	0	82,611,324

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人 青雲会
所在地 鹿児島県姶良市西餅田3011番地

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

(単位:円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (そ の 他)	当期末残高
貸倒引当金	5,250,000	1,640,000	3,960,000	1,290,000	1,640,000
賞与引当金	52,421,000	54,315,000	52,421,000	0	54,315,000
退職給付引当金	100,191,100	0	9,528,900	12,497,600	78,164,600

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替処理による減少額であります。

(注) 退職給付引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、病院企業年金基金の年金資産の増加(物価高騰対策)による引当減少額であります。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人 青雲会
所在地 鹿児島県姶良市西餅田3011番地

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (円)	当 期 末 残 高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,150,000,000	1,180,000,000	1.12	当座貸越 手形借入
1年以内に返済予定の 長期借入金	216,120,000	205,860,000	1.06	
1年以内に返済予定の リース債務	41,555,072	54,905,828	—	
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	1,379,370,000	1,146,270,000	1.06	2040年8月
リース債務（1年以内に 返済予定のものを除く。）	108,917,604	205,653,781	—	
合 計	2,895,962,676	2,792,689,609	—	—

※「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額】

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
短期借入金	1,180,000,000	—	—	—	—	—	1,180,000,000
長期借入金	205,860,000	205,860,000	196,780,000	178,620,000	178,620,000	386,390,000	1,352,130,000
合計	1,385,860,000	205,860,000	196,780,000	178,620,000	178,620,000	386,390,000	2,532,130,000

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人 青雲会
 所在地 鹿児島県姶良市西餅田3011番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (円)	貸借対照表価額 (円)
なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (円)
なし		
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 青雲会
所在地 鹿児島県姶良市西餅田3011番地

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
給与費	1,887,688,141	0	1,887,688,141	10,513,597	0	1,898,201,738
材料費	527,772,463	0	527,772,463	0	0	527,772,463
経費	826,583,375	0	826,583,375	1,218,814	5,128,065	832,930,254
(うち、減価償却費)	213,817,724		213,817,724	333,600	4,521,164	218,672,488
委託費	39,135,948	0	39,135,948	0	0	39,135,948
計	3,281,179,927	0	3,281,179,927	11,732,411	5,128,065	3,298,040,403

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式九の二号

法人名 社会医療法人 青雲会
所在地 鹿児島県姶良市西餅田3011番地

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目		金 額			
		A. 本業業務事業費用	B. 附帯業務事業費用	C. 収益業務事業費用	合計
I	給与費				
	医師給与	367,663,810			367,663,810
	看護師給与	469,269,417			469,269,417
	その他の給与	614,913,059	6,515,717		621,428,776
	賞与	136,546,975	1,447,250		137,994,225
	賞与引当金繰入	54,315,000			54,315,000
	法定福利費	244,979,880	2,550,630		247,530,510
		1,887,688,141	10,513,597	0	1,898,201,738
II	材料費				
	期首棚卸高	35,481,574			35,481,574
	薬品仕入高	291,540,757			291,540,757
	診療材料仕入高	136,891,691			136,891,691
	給食委託費	62,922,798			62,922,798
	消費税雑損	36,977,879			36,977,879
	期末棚卸高	36,042,236			36,042,236
		527,772,463	0	0	527,772,463
III	委託費				
	委託費	39,135,948	0		39,135,948
IV	経費				
	研究費	3,887,640	34,001		3,921,641
	役員報酬	91,000,000			91,000,000
	外注費	19,109,716			19,109,716
	福利厚生費	22,772,656			22,772,656
	衛生費	76,476,348			76,476,348
	管理諸費	103,096,132			103,096,132
	寄付金	2,070,000			2,070,000
	支払リース料	7,662,034	463,200		8,125,234
	代家賃	16,320,000	120,000		16,440,000
	旅費	1,920,873			1,920,873
	職員交通費	992,310			992,310
	通信用品費	7,911,367	5,579		7,916,946
	事務用品費	11,791,449	7,000		11,798,449
	水道品熱費	12,054,500			12,054,500
	修繕費	70,869,465			70,869,465
	広告伝費	15,047,757		152,000	15,199,757
	賃借料	1,224,475			1,224,475
	保険料	38,015,909			38,015,909
	交際費	16,576,580			16,576,580
	諸会費	2,672,013			2,672,013
	租税公課	1,700,510			1,700,510
	減価償却費	10,641,849		454,401	11,096,250
	新車購入費	213,817,724	333,600	4,521,164	218,672,488
	商標権償却費	1,437,077			1,437,077
	貸倒引当金繰入	2,156,520	193,696		2,350,216
	貸倒損失	253,970			253,970
	繰延消費税額等償却	350,000			350,000
	消費税雑損	292,995			292,995
	雑損	11,697,584			11,697,584
		52,081,062	55,222		52,136,284
		4,957,728	6,516	500	4,964,744
		5,725,132			5,725,132
		826,583,375	1,218,814	5,128,065	832,930,254
事業費用計		3,281,179,927	11,732,411	5,128,065	3,298,040,403

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. IからVIの中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

なし

2. 資産の評価基準及び評価方法

- ① たな卸資産
最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	6年～39年
構築物	6年～20年
車両運搬具	2年～6年
医療器械	4年～10年
器械備品	2年～15年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(法人内使用分)については、法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
リース期間定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算し、計上しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

固定資産に係る控除対象外消費税等については繰延消費税額等に計上し、5年間で均等償却を行っております。

過年度分の繰延消費税額等の修正により雑損失として3,775,305円計上しています。

6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

なし

7. 重要な会計方針を変更した旨等

なし

8. 資産および負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

- ① 収益業務からの繰入金の状況

1,153,757 円

- ② 控除対象外消費税等の金額

105,425,736 円

9. 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】		単位:円
科目	金額	
建物	1,649,525,544	
土地	981,307,558	
計	2,630,833,102	

【担保に係る債務】		単位:円
科目	金額	
短期借入金	1,180,000,000	
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	1,352,130,000	
計	2,532,130,000	

10. 重要な偶発債務に関する事項

なし

11. 重要な後発事象に関する事項

なし

12. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

有形固定資産の減価償却累計額 3,092,363,685円

独立監査人の監査報告書

令和7年6月21日

社会医療法人青雲会
理事会 御中

監査法人
かごしま会計プロフェッション
鹿児島県鹿児島市
指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人青雲会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記事項並びに財産目録（以下計算書類という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に従って適切であるかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上